

<文書質問>

〔通告内容〕 一問一答方式、60分

- 1 地域生活課題に対する総合的な支援のための取組について
 - (1) 包括的・重層的な支援体制の整備について
 - (2) ヤングケアラーについて
- 2 ジェンダー平等について
 - (1) 取組と課題について
 - (2) 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進について
- 3 教育センターの充実について

○18番（三原智子君） それでは、通告に従い3項目について一般質問いたします。一問一答方式で、60分の予定です。

1項目め、地域生活課題に対する総合的な支援のための取組についての1点目、包括的・重層的な支援体制の整備について質問いたします。

介護や子育てなど相談内容ごとに「たらいまわし」にされるのを防ぐことを目的に、住民が抱える複合的な課題に一元的に対応する断らない相談窓口を市町村に設置する地域共生社会関連法が、今年6月に成立しました。断らない相談窓口の設置である「包括的な相談支援」、「社会参加の支援」「地域づくりに向けた支援」の3つからなる重層的な支援をうたっています。

この地域共生社会関連法の成立で、介護や障害、子育て支援、生活困窮といった異なる制度を一緒に扱えるようになります。中高年のひきこもりの子供を高齢の親が支える「8050問題」や子育てと介護が同時に発生するダブルケア、また、家族等にケアの必要な人がいるケアラーなどへの支援が推進されるのではないかと期待するところです。

すでに、ワンストップで行う福祉の総合相談窓口を設置している自治体も見受けられます。こうした自治体は、生活困窮者自立支援法の施行がきっかけになったところが多いようですが、福生市でもこうした窓口の設置が必要ではないかと考えますが所見を伺います。

また、在宅介護やホームヘルプサービスなど家庭に入る事業者と連携し、こうした総合相談窓口とつながることが有効だと考えています。現在はこうした総合相談の窓口はありませんが、窓口が設置されるかどうかにかかわらず、連携する仕組みやコミュニティソーシャルワーカーの配置など、何らかの対策が必要だと考えますが所見を伺います。

○市長（加藤育男君） 三原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

国は、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法等の一部を改正する法律を令和

2年6月に公布しました。

この法律により、市町村は社会福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法それぞれに基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることとなるもので、令和3年4月から施行となります。

これは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うことができるものでございます。

全体像といたしまして、「高齢者、障害者、子ども、生活困窮の属性や世代を問わず相談を一体的に受け止め、多機関の協働をコーディネートし、アウトリーチも実施する包括的な相談支援体制」と、「各制度の狭間のニーズへの対応を行い社会とのつながりを回復する参加支援」、そして、「世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保と、交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネートを行う地域づくりに向けた支援」の三つからの事業を創設するものでございます。

まず、相談支援体制でございますが、どこの窓口で相談したらよいか分からない問題や、各窓口で相談を受ける中で、結果としてその世帯が複数の問題を抱えているような状況にある場合には、地域における支援サービスの調整やコーディネートを行う部署が必要であると考えております。

どの生活課題も、多くは経済的困窮を伴うものであると考えておりまして、現状におきましても、社会福祉課の生活困窮相談窓口が対応しており、介護や子育てのみならず、引きこもり、納税、転居の希望まで、全ての相談をお受けし、関係部署につなげて対応しております。

事業者等との連携でございますが、例えば在宅介護事業者等から訪問先の情報が入った場合、その世帯が抱える問題のそれぞれの担当課が連携して対応を行っており、毎月関係者を集めた支援調整会議を行っております。

事業所に対しましては、世帯に生活課題があるか等常に意識するよう、今後も働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、各制度の狭間の問題を解決するための参加支援につきましては、既存の地域資源の活用方法について情報収集し、そして、地域づくりに向けた支援につきましては、専門的観点から住民活動をサポートするコミュニティソーシャルワーカーの配置や、連携する地域づくりが導入されている事例等、他市の状況やその効果について情報収集に努めてまいります。

まずは断らない相談窓口の設置に向けて、関係部署の職員及び関係者の意識の向上を図り、今後も一人一人のお話をしっかりお聞きしながら、連携を取り、問題解決に向けて支援を行えるよう体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（三原智子君） 現在は、社会福祉課の生活困窮相談窓口で対応していただいているとのこと。本当に丁寧に御対応いただいていることは、これまでの議会の中でも確認していますが、この窓口は生活困窮が切り口の窓口です。経済的に困窮しているかどうかにかかわらず、困りごとに対応できる行政サービスや地域の支援サービスなど、困りごとが複雑であれば、それを個人で調べることは難しい場合があります。ですから、御答弁いただいたように地域における支援サービスの調整やコーディネートを行う部署が必要ということになるのだと思います。

こうした部署が必要であるとお考えですし、断らない相談窓口設置に向けて関係部署の職員及び関係者の意識向上を図るとのことですので、令和3年4月に施行され重層的支援体制整備事業を行うことができるようになることを考えると、具体的に計画に盛り込んでいくことが必要だと思いますが、どのように考えているか伺います。

また、毎月支援調整会議を行っているとのことですが、課題になっていることがあれば伺いたいと思います。

それから、事業者に対して、生活課題があるか等、常に意識する働きかけをしたいとのことですが、具体的にはどのように働きかけていくのか伺います。

コミュニティソーシャルワーカーの配置や地域づくりについては、情報収集に努めていただくということで承知しました。

○福祉保健部長（町田和子君） 現在、第6期地域福祉計画の改定作業中ですが、この計画では、基本理念を「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」とし、3つの基本目標を掲げております。1点目は、地域活動を支える担い手づくり、2点目は、支援が必要な人を支える地域づくり、3点目は、適切な支援につなげる体制づくりでございます。

この三つの基本目標の下に、施策の方向を示し、施策ごとに自助として市民にできること、共助として地域団体や事業者などの地域にできること、公助として行政が取り組むことを示しております。

1点目の御質問の部分のところでは、基本目標3の適切な支援につなげる体制づくりの中の、施策の方向の1、総合的な相談体制の充実では、市民にできることとして、自ら積極的な情報収集や、各種相談窓口を知り、有効活用するなどの役割、地域ができることとして、様々な相談事業の実施と各種相談との連携を図り、生活上の様々な困難を抱えた人に適切な助言を実施など、行政の役割として関係機関等の連携による、断らない総合的な相談支援体制の整備としております。

また、施策の方向3の地域福祉の推進体制の強化では、市民にできることとして、地域福祉の考えを学び、具体的な活動の実施、地域にできることとして、地域活動団体同士の連携、行政が取り組むこととして、サービス提供主体間の調整力や連携強化と、職員の人材育成を掲げております

地域共生社会を目指して、市民、地域、行政のそれぞれの取組が重要であると考えております。

御質問の2点目、支援調整会議でございますが、関係機関の役割分担の確認や支援状況の共有、支援プランの承認が主な議題となっております。

課題につきましては、問題解決のため、御本人や御家族に支援プランをお示しいたしますが、入院や施設入所などの生活が分かれるようなプランや、過度の干渉と捉えられてしまう場合などについては、受け入れていただくことが難しく、すぐに解決に結びつかないこともあり、時間をかけ御理解いただけるよう対応しております。

御質問の3点目、事業者への働きかけでございますが、生活課題への取組が更に必要な場合には、御本人や現在抱えている問題の状況などについて各担当部署に御連絡いただきたいこと等、関係者の各種会議の中での依頼や、事務連絡などにより周知し、働きかけていきたいと考えております。

○18番（三原智子君） 現在改定作業中の第6期地域福祉計画に、断らない総合的な相談支援体制の整備、サービス提供主体間の調整力や関連強化と職員の人材育成を掲げているとのことです。具体化には、まだこれからかと思いますが、計画に位置付けられることで進むのではないかと期待いたします。また、市民の学びの機会や地域活動団体の出会いの機会もつくり、市民と地域の取組が活発に行われますように、サポートをお願いします。

支援調整会議の課題については、支援を受け入れられない方への対応に苦慮されているようですが、引き続き丁寧な御対応をお願いいたします。

事業者への意識の働きかけについての現在の様子がわかりました。各種会議等で連携することはもちろんですが、断らない総合的な相談窓口があれば、スムーズな支援につながるのではないかと思います。

第6期地域福祉計画が改定作業中とのことですので、素案ができましたらよく見させていただきます。市民の多様性、そして困りごとの多様化に応えられるよう、今ある制度を使いつつ、断らない相談窓口設置に向けての取組を進めていただけるよう要望いたします。

次に1項目めの2点目、ヤングケアラーについて質問いたします。

平成30年第3回定例会で、ケアラー支援について質問させていただきました。その中で、子ども家庭支援センターで対応する子供の中には、兄弟が障害児、祖父母世代が要介護状態、親世代が疾患を持っており、子供の養育が十分ではない案件も見受けられる。ヤングケアラーの存在を認識した上で、子供を守る視点で家庭の支援を行っているとの答弁をいただきました。福生市においても、ヤングケアラーの存在が認識されています。

厚生労働省では、要保護児童対策協議会を対象にヤングケアラーと呼ばれる子供たちをどのようにとらえているかなどの実態調査を、平成30年に行いました。その結果、ヤングケアラーの概念を認識している要保護児童対策協議会は3割弱にとどまっています。また、認識していても、その子供の生活実態を把握しているのは半数程度であったと報告されています。

こうした調査結果を踏まえ、国は要保護児童対策協議会においてヤングケアラーの

概念を認識していただき、ヤングケアラーに対する支援が行われるように通知を出しています。このことについて、福生市ではどのように取り組んでいるか伺います。

○市長（加藤育男君） ヤングケアラーについてでございますが、ヤングケアラーとは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱え、本来、大人が担うような家族の障害、病気、精神疾患のある保護者や祖父母への介護などや、年下の兄弟の世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供と定義されております。

議員がおっしゃるように、平成30年度厚生労働省が実施いたしました、ヤングケアラーの実態に関する調査では、ヤングケアラーについての認識度は芳しいものではございませんでした。

この結果を踏まえ厚生労働省では、令和元年7月4日付け、要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応についてを発出し、ヤングケアラーの概念の認識及び適切な対応が図られるよう通知がございました。

福生市要保護児童対策地域協議会では、ヤングケアラーについて一定の認識はしており、ヤングケアラーの状態にある子供を含め、要保護児童等についての情報提供による早期発見、早期支援、見守りについて、日頃より関係機関にお願いしているところでございます。

実際、子ども家庭支援センターが関係機関からヤングケアラーの情報提供により実態を把握し、関係機関と連携を図り福祉のサービスなどに結びつけることができたケースも数件実績としてございました。

引き続き、小・中学校あるいは高等学校、さらに警察署・児童相談所などの関係機関、民生委員・児童委員の皆様との連携を強化してまいります。

また、厚生労働省はヤングケアラーに関して、全国の教育現場を対象とした初の実態調査を令和2年12月に始める方針を固めたとのことでございます。

詳細はまだ示されておりませんが、学業や進路に影響する例があり、教育委員会を通じて広く現状を把握し、相談しやすい環境や負担軽減といった支援策を検討し、令和3年3月頃に調査結果をまとめるとのことでございます。

この実態調査の動向を注視するとともに、調査結果をもとに福生市のヤングケアラーの実態把握について教育委員会など関係機関と調整を図りながら考えていきたいと存じます。

いずれにいたしましても、ヤングケアラーである子供が、子供の権利を奪われることなく、適切な養育を受け、健やかな成長と教育の機会、自由が約束されることが必要であると考えております。

以上でございます。

○18番（三原智子君） 子ども家庭支援センターから関係機関につないでいただいたケースもあったとのことで、安心いたしました。ヤングケアラーの認識があるセンターとつながっている家庭では、適切な福祉サービスにつないでいただけるのですが、

つながっていない家庭で見過ごされていることが問題です。

小・中学校、高等学校、さらに警察署・児童相談所などの関係機関、民生・児童委員の皆様と連携を強化してまいりますとのことですが、連携強化として考えていること、具体策などを伺います。

それから、ヤングケアラーに関して、全国の教育現場を対象とした調査を12月に行うとのことです。このことは、報道もされていましたが、詳細についてはまだ示されていないということですが、教育委員会にも調査依頼は来ていないということでしょうか。確認させてください。

○子ども家庭部長（浅田悦敬君） このヤングケアラーの問題は、子供たちが置かれている生活実態を把握することが何よりも優先されるべきことであります。実態を把握することが支援の始まりであると考えておりますことから、小・中学校や警察署・児童相談所、民生・児童委員など多くの関係機関で組織いたします、要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、まずはヤングケアラーについての周知を図り、社会全体がこの問題を認識しヤングケアラーの存在が見逃されることのないよう社会全体で見守ることが大切なことであると考えております。

社会の見守りにより、こうした環境にある子供を守るため早期に発見、早期に望まれる福祉サービスなどへ支援の手が差し伸べられるよう支援体制の構築をすること。また、子供たちがヤングケアラー状態にあることを近くにいる大人に気軽に話せることや、相談できる環境作りの整備が必要であると考えております。

具体策につきましては、市長答弁にもありましたとおり、今後、厚生労働省が全国の教育現場に行います実態調査の結果を踏まえ、考えていきたいと思っております。

○教育部参事（神田恭司君） 三原議員の再質問にお答えします。

ヤングケアラーの実態に関する調査は、現在のところ来ていません。

以上、三原議員の御質問に対する答弁といたします。

○18番（三原智子君） 見守りの体制や相談できる環境づくりの整備は、私も必要であると思います。また、多くの方に知っていただく必要もありますので、講演会や公民館と連携しての講座なども有効かもしれません。公民館では、子供の貧困問題や児童虐待についての講座等も開催しています。

ヤングケアラーの問題は、子供の学びや遊び、休息の保障などの子供の権利の妨げにもなっていて、子供の育ちに大きく影響します。そして、18歳から30歳ぐらいまでの若者ケアラーへと移行していきます。就職や仕事の継続という場面で困難に直面するのがこの世代です。中高年の介護離職への問題意識はありますが、企業のヤングケアラー・若者ケアラーへの理解も不十分です。まずは、ヤングケアラーへの支援の道筋をつけていただきたいと思います。対象と思われる子供自身が、自分がケアラーであると認識していなかったり、家族のことをいうのが恥ずかしかったり、また、先生がヤングケアラーについて認識が十分でないという調査の時の子供たちへの説明や声

のかけ方などが不十分になったりします。調査の詳細は分かりませんが、前もって先生方にヤングケアラーについて認識していただくことが必要ではないかと思えます。子ども家庭支援センターと連携協力して取り組んでいただくよう要望いたします。実態調査の結果を踏まえて考えていくとのことですので、また、その後に確認させていただきたいと思えます。

次に2項目め、ジェンダー平等についての1点目、取組と課題について質問いたします。

東京・生活者ネットワークでは、2018年にジェンダー問題プロジェクトを立ち上げ、地域にある生活者ネットワークと連携して調査活動を行ってきました。「東京に暮らす女性たち100人に聞きました！」と題して、子育て女性・非正規雇用シングル女性・高齢女性の3つにグループ分けし、聞き取り方式で調査活動を行いました。調査からは様々な課題が見えてきました。子育て女性の悩みの多くが「固定的役割分業意識」（男は仕事、女は家庭）に起因しているにもかかわらず、その認識がない子育て女性が多いこと、非正規シングル女性の経済的な問題は単身高齢女性の経済的な問題と重なることなど、ただ女性の問題というだけでなく、あらゆる分野の施策をジェンダー平等の視点で見直すことが重要だということを再確認した調査でした。

その後、男女共同参画に関する自治体調査を行いました。調査の集計は、点数化し順位をつけたものです。項目は条例や宣言の有無、議員や管理職、審議委員等の女性の割合、小・中学校の混合名簿など、また、条例や計画の中にリプロダクティブヘルス・ライツやLGBT、メディアリテラシー、デートDVについての記載があるかなど全部で18項目です。調査項目が変われば結果も変わってくると想定されますが、この調査で傾向の「見える化」、「共有化」ができたことは、私どもにとって成果だったと考えています。この調査では東京23区26市の中で福生市は40位でした。

2019年7月には、「女性が暮らしやすいまちー女性の安全安心プロジェクト」を立ち上げ、学習会の開催やDV被害者や支援者へのヒアリング調査、専門機関の視察などを実施しました。セクシャル・ハラスメントやDVなどの防止・相談・被害者支援の体制、それからデートDV予防教育などの項目で、女性の安心安全に資する調査でした。こちらも点数化し集計した結果、23区26市中24位でした。

この2つの自治体調査では、福生市にも御協力いただきました。ありがとうございました。

これまでも、女性に関する問題を取り上げてきましたが、コロナ禍の中、DVなどの女性の人権にかかわる問題が浮き彫りになりました。また、家事などの家庭での負担が大きくなり、改めてジェンダーバイアスの根深さを見ることになりました。さらには、今年7月以降の女性の自殺者の数が増えていると、厚生労働省の指定を受けて自殺対策調査研究を行う「いのち支える自殺対策推進センター」が発表しました。コロナ禍では多くの非正規雇用の女性が仕事を失い、DVの相談件数や産後鬱が増えているとの報告もあります。子供の自殺も増えていて、特に女子高校生が増えています。

今後は今まで以上に、誰もがジェンダー平等の意識を持つことが大切であると痛感

しています。

ジェンダー平等についての考え方と取り組みについて、また、男女共同参画行動計画（第6期）に向けてどのように課題把握に努めたか伺います。

○市長（加藤育男君） ジェンダー平等への取組と課題についてでございます。

ジェンダーとは、生物学的な性別に対し、「女性はこうあるべき」「男性だからこうあるべき」などの社会的・文化的につくられた性差のことです。

ジェンダーによる差別を解消し、個々の能力が生かされ、安全で安心して暮らせる社会を作っていくことは世界共通の課題であり、国際的にも、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」SDGsの中で、2030年までに達成すべき17の目標の一つとして、ジェンダー平等の実現が掲げられております。

ジェンダー平等を目指すことは、そうした社会的・文化的な差別意識を解消し、男性も、女性も、多様な性を持つ人にとっても、それぞれ個人の人権が尊重され、誰にとっても暮らしやすい社会を作っていくことにつながると考えております。

市においても、これまでに福生市男女共同参画行動計画のもと、情報誌「あなたとわたし」の中で、ジェンダーギャップについての特集や、造園業で働く女性、保育士として働く男性への取材記事を掲載するなど、意識づくりのための啓発や、家庭生活、働く場におけるワークライフバランスの推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、いまだに性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることもあるため、今後も全ての人が性別に関わらず等しく認められ、互いに尊重しあい、自分らしさを発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

また、第6期の福生市男女共同参画行動計画に向けての課題の把握でございますが、策定に当たりましては、男女平等に関する市民の意識を把握し、施策に反映させることを目的といたしまして、令和元年度に男女共同参画に関する市民へのアンケート調査を実施いたしました。

また、令和2年度には、有識者及び市民の代表で構成する男女共同参画審議会を設置し、計画の策定に向けての基本的な考え方について諮問を行い、審議会で議論を重ね、10月に答申をいただいたところでございます。

これらの御意見や社会の変化等を踏まえまして、第6期の福生市男女共同参画行動計画の策定を進めてまいります。

○18番（三原智子君） これまでの取組は、男女共同参画行動計画で各課が様々進めていただいていると思うのですが、特に市民に対して広く知っていただくという意味で、御答弁いただいた情報誌「あなたとわたし」の取組は有効だと思いますし、市民編集員の方々に御協力いただいていることも大きな意味があると思います。この「あなたとわたし」の記事で特に印象にあるのは、「福生市の小学生が考える男女の役割」学童クラブの小学生385人への調査結果です。「女性が働き続けることは難しい」と答えた割合は38%と多くなっています。理由は子供を産むからという声が

多くあったとしています。小学生でも女性が子供を産むと働き続けることが難しいという認識になっているということは、ジェンダー平等について小学生から取り組まなければならない課題だと考えます。

第6期に向けての課題把握としてアンケート調査を実施したとのことですが、このアンケートの内容について、また、前回の第5期策定のためのアンケート調査結果と比較し特徴的なものや傾向等があれば伺いたいと思います。それから、男女共同参画に関する意識についての質問で、「わからない」と答えた人の割合は前回と比較してどうか伺います。

今年2月9日の第28回男女共同参画フォーラムで、助言者として参加されていた都留文科大学教養学部地域社会学科専任講師・富永貴公先生が、前回のアンケート調査結果についてお話しされました。男女共同参画に対する意識が他市よりも高いような結果が出ていますが、わからないと答えた人も多いと指摘されました。この「わからない」を減らすことが大事で、数の変化にも注目したいとのことでした。

○生活環境部長（久保淳君） アンケート調査の内容でございますが、無作為で抽出した市内在住の20歳以上の男女2000人を対象といたしまして、郵送で実施をいたしました。設問の内容につきましては、前回の結果との比較も必要であることから、大きな変更はございませんが、近年の動向を踏まえまして、多様性に関する設問の追加や、語句の修正などを行っております。

2点目のアンケート調査の結果でございますが、第5期計画の策定時と比較しますと、男女の平等感や固定的な性別役割分担意識は少しずつですが改善が見られており、女性において職業を持ち続けることを求める傾向が高くなっております。また、防災・災害復興対策においては、性別に配慮した避難所の設置・運営体制の検討を求める割合が高く、前回より増加している等の結果となっております。

男女平等参画に関する意識についての質問でございますが、「家庭生活」「職場」「政治の場」など、様々な場面で男女の平等感を尋ねる内容となっておりますが、どの項目でも「わからない」という回答については、前回調査より減少している結果となっております。

○18番（三原智子君） アンケートの結果から、固定的な性別役割分担意識は少しずつ改善がみられ、また、「わからない」という回答が前回より減少しているとのことで、情報誌「あなたとわたし」の発行などの啓発事業の成果のあらわれではないかと思えます。女性において職業を持ち続けることを求める傾向が高いことは、先ほど申し上げました学童クラブでの調査結果を考えると、ギャップを感じます。子供たちへの啓発も十分に行う必要があります。避難所の性別に配慮した運営体制を望む割合が高いとのことで、いつ起こってもおかしくない災害に備え、ジェンダー平等の視点での運営を考えておかなければなりません。各避難所共通の課題としていただきたいと思えます。

このアンケートの結果も各課で共有されていることと思しますので、市民意識の変

化や課題の変化などをよく見ていただき、今後の取組に活かしていただきたいと思います。

第6期計画については、素案をよく見させていただき、意見を申し上げたいと思います。

アンケートの内容で、多様性に関する設問を追加したとのこと。追加した理由と質問の内容を教えてください。

○生活環境部長（久保淳君） 追加の設問に関しましては、多様性について施策の方向性を把握することを目的といたしまして、「行政がどのようなことに力を入れるべきか」をお聞きする内容として実施しております。

○18番（三原智子君） 近年の動向を踏まえてということでしたが、性の多様性、国籍、家族の在り方など、現代の課題となって見えている多様性には、様々な視点があると思います。人権問題としての視点と合わせて取り組んでいくものだと思っています。施策の方向性を把握するためにとのことでしたので、こちらも第6期計画でよく見させていただきます。

市長答弁にもありましたSDGsの目標5、ジェンダー平等における日本の順位は156か国中99位で、SDGsの達成ランキングを引き下げている要因の一つになっています。ジェンダー平等の取組は、女性だけでなく男性も変わらなければ進みません。男女共同参画というと、女性の職員が頑張っているというイメージですが、男性職員が担当してみるのもいいのではないかと考えています。職員から意識を変えていただき、ジェンダー平等を進めていただくようお願いいたします。

次に2項目めの2点目、政策・方針決定の場における男女共同参画の推進について質問いたします。昨年12月に発表された世界経済フォーラムによる2019年の「ジェンダーギャップ指数」は、日本が前年の110位から順位を下げて、153か国中121位という結果でした。大きく順位を下げた理由は女性の政治参加度の低さで、女性の衆議院議員の割合は約10.2%。この項目では144位でした。順位を下げた理由としては、ほかの国では改善するよう努力し、結果、改善できなかった日本の順位が下がったとも言われています。にもかかわらず国は、「女性活躍」の目玉として掲げる「指導的地位に占める女性の割合を30%程度」に上昇させる目標年限について、2003年6月に男女共同参画推進本部で決定した目標「2020年30%」を、今年になってから「2030年までの可能な限り早期」にと修正しました。これでは、なかなかジェンダー平等が進まないのもわかります。

福生市では、男女共同参画行動計画（第5期）で「政策・方針決定の場における男女共同参画の推進」を掲げ御努力いただいています。この項目の進捗状況について伺います。特に、男女平等推進条例の創設の検討については、どのようになっているのかを伺います。それから、他の自治体では、女性議会を設置して女性の意見反映の機会をつくり、意識の向上・啓発などを行っているところも見受けられます。福生市にも必要ではないかと考えますが、市の所見を伺います。

○市長（加藤育男君） 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進についてでございます。

福生市男女共同参画行動計画（第5期）におきましては、あらゆる男女の人権が尊重される社会づくりという基本理念に基づき、4つの主要課題を設定し、施策の展開を図っているところでございます。

主要課題の1つである、あらゆる分野における男女共同参画の推進における施策の方向として、議員御質問の政策・方針決定の場における男女共同参画の推進がでございます。

具体的な取組と進捗の内容でございますが、主なものとしたしまして審議会等への女性の登用の促進においては、審議会等における女性委員の割合が30.7%となり、前年度の29.6%から1.1ポイント上昇し、国の目標である30%を達成しております。

また、女性職員の積極的登用では、市職員における女性の割合が前年度の37.5%から37.6%と、緩やかではありますが上昇をしております。

他にも、各種の研修や講座等を随時実施しており、計画全体の進捗と同様に、おおむね順調に推進が図られているものと考えております。

また、御質問の男女平等参画条例の創設検討につきましては、他の自治体の状況など、情報収集に努めてまいりましたが、実施に当たりましては意識の醸成を進めるなど、推進体制の整備も重要であることから、引き続き検討課題として捉えているところでございます。

最後に、女性議会等に関しましては、現時点で設置は考えておりません。市民会議や市民団体との会議など、市民と接する様々な機会において、女性の意見反映の充実を図っていきたいと考えております。

以上で、三原議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○18番（三原智子君） 審議会等の女性委員の割合は目標達成しているとのことで、御努力いただいていると受け止めております。職員の女性の割合も緩やかに上昇しているとのことで承知しました。

男女平等参画条例の創設の検討については、当初計画に載せたということは、検討が必要であったからだと思います。引き続きの検討をお願いいたします。他自治体の条例をいくつか調べてみました。様々でしたけれどもその中で目についたのは、性別による差別について、性的指向及び性自認に起因する差別的な取扱いを含むと記されているもの、児童虐待（児童買春や児童ポルノを含む）もの、それから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツが十分に尊重されるよう情報提供や啓発に努めようとするものなどがありました。審議委員等の女性の割り当て（クォータ制）や男女平等に関する苦情処理制度などもありました。国立市では、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」が平成30年から施行されていて、さらに進んだ条例の一つだと思います。情報収集し、御研究いただきたいと思います。

女性議会については、現時点での設置は考えていないということですが、なぜ必要と思ったかという、「女性も力をつけなくちゃ」という御意見を男性からいただいたことがありました。世界では男女平等が進み、政治や経済分野でも活躍する女性が多くなっていますが、日本では女性に対するハラスメントや大学入試の男女差別問題が明るみに出るなど、意識下にあるジェンダーバイアスの根深さがあります。そして、女性自身も自分の中にあるジェンダーバイアスに気づかなくてははいけません。これは、1点目に申しあげました生活者ネットワークの調査でも課題として明らかになっています。女性が責任をもって発言する機会を持つことが大事だと考えています。福生市の女性議員の割合は10.5%です。衆議院議員の女性の割合とさほど変わりません。先ほど申しあげました、ジェンダー問題プロジェクトの調査では、東京23区26市の中では最下位です。これは、私どもも努力する必要があると思いますが、市としてもジェンダー平等の視点から、策を講じる必要があると思います。女性議会は、現時点では設置は考えていないとのことですが、今後、ぜひお考えいただきたいと思ます。

答弁の中では、市職員における女性職員の割合は上昇しているとのことでしたが、会計年度任用職員はこれに含まれているかどうか確認させてください。それから、女性管理職の割合はどのような状況か教えてください。

女性議会の設置ではなく、市民会議や市民団体との会議などで女性の意見反映の機会を増やしていきたいとのことですが、どのような点が重要であると考えているか伺います。

○生活環境部長（久保淳君） 市職員における女性の割合の数字に会計年度任用職員は含まれておりません。また、福生市における女性管理職の割合につきましては、令和2年4月現在で14.5%となっております。

女性の意見反映の機会を増やしていくには、女性の委員を増やすといった体制面だけでなく、積極的な発言ができる会議運営なども重要であることから、会議等の開催に当たって意見反映の充実を図っていくことができるよう、意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

○18番（三原智子君） 会計年度任用職員は含まれないということで承知しました。この会計年度任用職員も、90%以上が女性ですので、女性の働き方としては課題があると思っています。それから、女性管理職も30%を目指して、もう少し御努力いただきたいと思ます。

意識の向上に努めるとのことですが、実際の会議の場で女性が発言しやすくするためには、具体的にどうしたらいいかなど、あらかじめ想定しておかないと難しいのではないかと思います。意識の向上は私も必要だと思っていますが、ぼんやりしてしまいがちです。市民会議などで、どのように進めたらいいかなどを、もう一度見直していただいて、各課共通の認識として取り組んでいただくよう要望いたします。

次に3項目め、教育センターの充実について質問いたします。

今年第2回定例会の一般質問では、臨時休業中の児童・生徒への対応と今後について質問いたしました。その中で、教育センター機能の充実・改善を進めるとお答えいただきました。また、第3回定例会では、学校と家庭の連携と相談体制について質問し、相談体制の整備・充実をしていかなければならないと考えているとお答えいただきました。

第二次ふっさっ子未来会議提言でも、教育センターについての記載があり、特に未来提言3では教育センター機能強化などがうたわれています。

教育センターの現状と今後の取り組みについて伺います。

○教育長（川越孝洋君） 三原議員の御質問にお答えさせていただきます。

教育センターの充実についてでございます。

私は、かねてより福生市教育センターを今後、学校教育をよりよく効果的に支援する教育支援センターとしていきたいと考えております。その実現を目指すべく、教育センター機能の充実・改善に向けて、教育委員会をあげて取り組んでいるところでございます。現在、教育センター長である教育部参事に現状や課題を把握するよう指示をし、適宜報告も受けております。

福生市教育センターの現状と今後の取組についてでございます。

教育センターは、福生市教育センター条例及び施行規則に則り、設置、運営を行っており、そこには、福生市における教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、福生市教育センターを設置するとあります。主な事業といたしましては、一つ目に教育に関する専門的、技術的事項の研究開発及び教育情報に関すること。

二つ目に教職員の研修に関すること。これらは、主に、教職員研究・研修所で行っております。三つ目に学校不適應児童及び生徒に対する支援に関すること。これは、主に学校適應支援室（そよかぜ教室）で行っております。四つ目に教育相談に関すること。これは、教育相談所で行っております。五つ目にこの他に、福生市教育委員会が必要であると認めたこととしており、「教職員研究・研修所」「学校適應支援室（そよかぜ教室）」「教育相談所」の3か所で、教育センターとして、市内小・中学校の教育を支えておりますが、教育センターは、学校ではできない専門性を有し、教員、保護者から信頼される機関でなければなりません。

そうした点で、成果をあげている一方で、十分にできていない面もあり、月例の教育委員会にも報告し、その改善に取り組んでおります。

教育相談室では、学校との連携の課題もいくつか報告を受けております。教育委員会に設置されている教育相談室としての専門性が十分に発揮されていない面もございます。

学校への相談内容のフィードバックが十分でなく、教育相談室に相談した保護者に、学校が改めて相談内容を聞かなければならないことや、臨床心理士と教員とがトラブルになったことも見受けられ、校長や教育委員会が調整を図ったこともございます。学校適應支援室（そよかぜ教室）と教育相談所との連携も十分ではない面もございます。

す。今後、新設した福生第一中学校7組での支援を踏まえて、そよかぜ教室の在り方も検討していくことも必要かと認識しております。

さらには、子供への切れ目のない支援に向けて、子育て世代包括支援センターとの連携も充実させていかねばなりません。今後一層、教育と福祉の連携を進めていくためにも、現在、教育センター長の教育部参事と副センター長の教育支援課長及び福祉保健部参事と健康課長とで、連携を充実させるための話し合いを行っております。例えば、課題である個人情報については、子育て世代包括支援センターの巡回相談保護者申込書に、保護者の同意確認の欄を設け、「切れ目のない支援のため、必要時、関係機関とプランの内容を共有することについて同意します。」に署名をいただいております。今後、就学時健診時にも保護者同意に署名をしていただくように調整しております。

また、教育支援委員会の精度を高めていきたいと考えております。現在、福生病院の小児科の先生に御指導いただいておりますが、全国的にもあるいは、地域によって小児精神科医が不足しており、子供たちの発達に適切な診断ができない状況も課題と認識しております。

今後、第2次ふっさっ子未来会議の提言にも示されておりますように、福生市の子供たちの教育が一層充実できるように、学校を支える教育支援センターへ、その機能の充実・改善を進めてまいりたいと考えております。

以上で、三原議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○18番（三原智子君） 課題がいくつかあげられています。特に気にかかるのは教育相談室についてです。一番重要な問題は、どのようなことだとお考えでしょうか。お聞かせください。

それから、そよかぜ教室の在り方も検討していくことが必要と認識しているとのことですが、これは、7組での支援を検証してから検討していくという理解でよいか確認させていただきます。

子育て世代包括支援センターとの連携については、課題解決に向けて調整しているとのこと。これまで連携が難しかったように思っていましたが、連携が進んでいるようですので、今後に期待いたします。

教育支援委員会の機能を高めていきたいとのこと。小児精神科医が不足している現状はすぐには解決できませんが、福生病院の小児科の先生に御指導いただいているとのことですので、引き続きよろしく願いいたします。

再質問は2点です。

○教育部参事（神田恭司君） 三原議員の再質問にお答えします。

一番重要な問題は、学校や保護者の信頼を得るための専門性に不安を感じているところ。今後、成果と課題を洗い出し、改善に向け、人材育成を行っていきたいと考えています。

そよかぜ教室の在り方の検討につきましては、議員御指摘のとおりでございます。

以上、三原議員の御質問に対する答弁といたします。

○18番（三原智子君） 信頼関係を築くことは、相談事業の一番大切なところといってもいいと思います。改善に向けて人材育成をとのこでするので、力を入れていただきたい。そして、関わる子供や保護者、学校を、継続的に支援していただけるよう、人材確保に努めていただきますようお願いいたします。

そよかぜ教室については承知しました。

今回、教育センターについて質問するにあたって、教育センターの存在を子供と関わる地域の方にももっと知ってほしいという思いがありました。子供と関わるような活動を地域でされている方でも、御存じない方がいらっしゃいます。課題や改善については、今伺った通りで、充実させることが重要ですが、相談は教育に関する支援を受けるための入り口でもあり、その存在を知っていただくことも重要であると考えています。周知のための取組について伺います。

○教育部参事（神田恭司君） 三原議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

教育センターでは、教育相談員や臨床心理士及びスクールソーシャルワーカーによる相談業務の他に、地域の児童・生徒の状況について情報交換を行うため、主任児童委員連絡会及び教育相談室地域連絡会を定期的を開催しております。

地域連絡会においては、教育相談室のスタッフが中心となり、主任児童委員、福生警察署、子ども家庭支援センター、学童クラブや児童館等の方々に広く関わっていただき、学校と連携して、複雑な家庭環境にある児童・生徒に対する支援を行っております。

これらの業務の周知といたしまして、子供たちが教育相談室を気軽に利用してもらえるよう、市内の全ての小・中学校の児童・生徒に対し、教育相談室の連絡先を記載した心の相談カードを配布するとともに、市内の特別支援学級や特別支援教室を紹介する冊子を作成し、相談者に対し配布しております。

また、11月5日には、福生市民生委員・児童委員協議会の児童福祉部会・主任児童委員部会の合同研修会に教育相談室の職員を講師としてお招きいただき、教育センターについて御案内させていただきました。

研修に参加された方から、教育センターの日頃の活動についてよく理解できた等の御感想をいただくことができ、教育センターのPRが図れたと考えております。

今後も、様々な機会を利用して、教育センターの利用の間口を広げるため、継続的に周知を行ってまいります。

以上で、三原議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○18番（三原智子君） 業務の周知について、様々取り組んでいることがわかりました。定期的にこの二つの連絡会を開催しているとのことで、特に11月5日に開催された合同研修会で理解を深めていただいたようです。民生・児童委員の皆さん、特に地域と関わりが深いですから、相談につなげていただけないかと思います。

心の相談カードの配付については、学校を通して子供たちに配られると思いますが、これも、ただ配るのではなく、学校、先生方と協力して、子供たちにも教育相談室をよく知ってもらえるようにお願いします。また、教育相談室というと、とてもハードルが高いように感じますので、愛称があったらよいのではないかと思っています。

現在、教育センター機能の充実・改善に向けて、教育委員会を挙げて取り組んでいるとの教育長答弁もありました。今後に期待いたしております。

~~~~~